

転類について

<※2019年度進学予定者（新3年生）は対象外>

2019年4月1日以降、引き続き在学する者で、転類を志望する者は、下記の期間内に所定の転類願を教務係窓口右側のポストに提出すること。

なお、現在の所属類または転類志望先の類において卒業要件を満たす場合は、転類できないので注意すること。

記

2019年2月1日(金)～2月15日(金)
【期間厳守】

※用紙配付も上記の期間中に行う。

(参考)

	現在の所属類	転類志望先の類	転類可否
卒業要件	○ (満たす)	× (満たさない)	× (否)
	× (満たさない)	○ (満たす)	× (否)
	○ (満たす)	○ (満たす)	× (否)
	× (満たさない)	× (満たさない)	○ (可)

2018年9月7日 法学部